

經濟論叢

第(十六卷 第六號

西ドイツの農業構造について……………山岡亮一	1
職務給と同一労働同一賃金……………岸本英太郎	22
「散不足」と「聚不足」(二)……………桑田幸三	39
イギリス革命の「主体」……………尾崎芳治	50

書評

中小企業調査会編『中小工業の発達』……………堀江保藏	76
----------------------------	----

經濟論叢 第八十五卷・第八十六卷總目錄

昭和三十五年十二月

京都大學經濟學會

イギリス革命の「主体」

イギリス革命と農業・土地問題——地主的改革と「三分制」(三)

尾 崎 芳 治

〔一〕 いちまでもなくイギリス革命は、一六四〇年から二〇年間の長期にわたるその展開の過程において、不可避免的に一七世紀イギリス社会のすべての階級をその渦中にまきこみつつ進行する。だがそこには、この革命を首導し、極力を掌握するにいたった階級、すなわち《イギリス革命の主体》をはっきり区別することができ、当面の対象たる農業・土地問題の視角から必要なぎりぎり、これを確定しておかねばならない。

イギリス革命の政治舞台は、つぎの三つに集約することができる。第一に、一六四〇年一〇月の選挙をへて一月三日開会され、五三年四月の「残部議会」the Rump Parliamentの解散によってひとまず終止符をうつまで一一年余にわたって存続した、いわゆる「長期議会」the Long Parliament 第二に、内乱直後に創設され議会行政の地方機構として機能した「州委員会」the County Committee 第三に、「軍隊」the Iron-

sides and the New Model Army である。われわれの検討もまたこの三つの「場」に注目する。

(1) 拙稿「イギリス革命における農業・土地問題分析の視角」

——『経済論叢』第八六巻第二号所収参照。

〔二〕 第I表は、革命の、とりわけその初期にあって、もっとも中心的な政治舞台となった「長期議会」の下院議員の階層（職業）別構成を示したものである。ここからつぎのことを指摘することができる。まず、議員全体の主要な構成要素は、ジェントリー、法律家、商工業者、官吏、廷臣の五つのグループ、とりわけジェントリー層であり、その数は議員総数五三九名中三三三名、約六〇パーセント強を占める。議員の階層にみるかぎり——法律家、商工業者、廷臣等のうちにも同時にジェントリーである層を当然含むという事情を考慮すればなおさら——われわれの問題視点からして、この議会は圧倒的に「ジェントリーの

第I表 前期議會議員階層（職業）別構成

	Royalists	Parliamentarians	Unknown Indefinite	Total
Gentlemen	139	185	9	333
Lawyers	32	40	1	73
Tradesmen	14	40	1	55
Royal Officials	11	10	2	23
Courtiers	19	2	0	21
Army Men	8	1	0	9
Others	7	14	1	22
Unknown Indefinite	1	2	0	3
Total	231	294	14	539

らないこと。これが第二。このあとのことの根拠を、議員の階層それ自体から統計的处理によって十分説明しうるだけの条件は、こんなにちなお与えられていない。その全体はいまおくとして、議会派ジェントリについての必要な予定観念を確保して

要素の優勢な議会である。これが第一。さらに、革命と反革命との対立をみるためには、二三名中一三九名対二九四名中一八五名と、ほぼそれぞれの総数に比例配分された、議会派Parliamentariansと王党派Royalistsとの、このジェントリの分裂を考慮しなければならぬ。

第II表 王党派・議会派議員地域別分布（%）

	North	West	S-W	Midland	East	S-E	Total
Royalists	55% (67)	67 (69)	50 (49)	37 (35)	20 (17)	27 (23)	43 (42)
Parliamentarians	42 (33)	31 (29)	48 (49)	59 (61)	80 (83)	68 (71)	55 (56)
Unclassified	3 (—)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	— (—)	5 (6)	2 (2)

おくために、一つだけデータをあけて示唆しておきたい。第II表は、両陣営議員（カッパ内はそのジェントリ議員）の地域別分布を示したものである。ここに、分布のカタよりと、しかもそれがイングランドの経済発展にかんする一般に承認された地域区分にはほぼ一致しているという事実が、明瞭に看取される。王党派は一般に後進地帯としての北部・西部・南西部に多く、議会派は、先進地帯の東部・東南部・中部に多い、ということが出来る。同じことはジェントリ議員の分布についても確認される。ここからC・ヒルの示唆にしたがっていえばこうである。「資本制生産様式と封建的生産様式との対決」というブルジョア革命の一般命題からここで可能な一つの推定——先進地帯のジェントリと後進地帯のジェントリとの区分、したがってまたブルジョアの発展にたいするジェントリの「先進的分子」と

「後進的分子」との区分がある程度両陣営の区分と照応しているということ、うえの数字はこのことをなほどこ物語っている、というところである。

- (1) M. F. Keeler, *The Long Parliament*, p. 23, Table 5 の職業分類に党派区分を考慮して浜林正夫氏が作成された表(『イギリス市民革命史』一二二ページ所収)をかんたんに化した。Others とあるのは Agents or Stewards, Town "Lawyers", Church Officials, Naval Commanders, Physicians を便宜上一括したものである。同じでとり扱われたのは、一六四一年末までに選出された「長期議会初期」の議員五四七名からのちに当選無効となった八名を差引いた全員である。また、同じく「シヤントリ」とは "Baronet", "Knight", "Esquire", "Gentleman" 及び Courtesy "Lord" (法的には無資格だが慣例上貴族の子息として称号を許されたもの) をふくむ広義のそれである。Cf. *ibid.*, p. 21. なお「長期議会」議員の分析にかんしては、右のキラーの業績のほか D. Brunton and D. H. Pennington, *Members of the Long Parliament* が参考。また、浜林氏の労作「長期議会の階級構成」I, II——『商学討究』第七巻 2・3号、4号所収を是非とも参照していただきたい。

- (2) R. H. Tawney, 'The Rise of the Gentry', in E. M.

- Carus-Wilson (ed.), *Essays in Economic History*, passim.
- (3) 「議員にかんする階級ならびに職業による観察は議員の大多数が、日常の大部分をロンドンの外で送り、自らの州の生活で積極的役割を演じ、収入をもっぱらでないまでも主として土地からえている地方ジェントリである」という伝統的見解の確認に帰着する(「傍点引用者」)。M. F. Keeler, *op. cit.*, p. 21. の結論は「議員の「出身」を知る点によりつてそういふめられる。貴族、バロネット、ナイト、ジェントリを父にもつもの、議員総数五四七名(前掲註(1)参照)中四一一名約七五パーセントを占める。Cf. *ibid.*, p. 23. 浜林正夫前掲論文「六三ページ参照。
- (4) 議員一人一人について、少くともその家系、財産規模ととりわけその性質、土地所有規模ととりわけその経営実態等にならざる解明が前提されねばならないであろう。ブラントン、ペニンントン、キラーらの詳細な研究にもかかわらず(ある程度まではかれらの問題意識に妨げられて)いまなお将来の課題として残されているところである。
- (5) D. Brunton and D. H. Pennington, *op. cit.*, Appendix I, Table I. B に浜林氏算出のジェントリにかんする数値(前掲論文「六九ページ」)をパーセントに換算付加した。
- (6) Cf. C. Hill, 'Recent Interpretation of the Civil War', in *Parliament and Revolution*, p. 16.

(7)

トリーによって示唆されたように、「ブルジョアのジェントリ」を「新興ジェントリ」となほどこか同一視するとは（cf. R. H. Tawney, *op. cit.*, *passim*）「ブラントンとベントン」によってあげられた南西部議員（ジェントリ）にかんする次の数字は同じことの傍証として役立つであろう——

王党派 議党派

修道院解散以前から同一身分の者 二〇名 一一

一六・七世紀に土地所有を拡張した者 一九 一八

一六・七世紀に新たに抬頭した者 一四 二二

D. Brunton and D. H. Penington, *op. cit.*, p. 137. なお
浜林前掲論文七二ページ参照。また議員全体の陣営区分
を性格づけるうえで、さきの第I表から、ブルジョアの発
展にたいするより積極的要素とさし当りみなされうる商工
業者がより多く議事に、他方絶対王制にたいする親近的要
素とみなされうる廷臣、軍人がより多く王党派に、所属し
た、という事実を指摘しうる。

(三) 議党派ジェントリ議員の性格を知る一つの手がかりは、
おそらくかれらのかかげた「要求」であろう。議会の綱領が、
自らをブルジョアの発展に適應させつつ土地所有の維持をめざ
す土地所有者層の要求を反映していたこと、これについてはす
でに確認した⁽¹⁾。この土地所有者層とは、ここでは土地所有者の

うち議党派ジェントリ議員によって代表された部分（政治的呼
称にしたがえば「議党派ジェントリ」Parliamentary gentry）
である。革命には党派の数と同じだけの数の綱領が存在したに
しろ、そこにはただ二つのちがった結末を予定する綱領——地
主的綱領と農民的綱領が、革命勢力の内部で対立していた。綱
領にみるかぎり両者を画する線は、独立派 Independents と
レヴェラーズ Levellers のあいだにひかれる。独立派が内乱を
勝利に導くうえで指導的役割を演じ、その終結後革命権（ク
ロムウェル政権 Protectorate）を掌握するにいたった政治グ
ループであつたこと、これは周知の事実である。この意味で、
独立派こそ議会的綱領を貫徹させた「イギリス革命の主体」（議
党派ジェントリ）のなかの主体であつた、ということがで
きる。独立派とは、この「議党派ジェントリ」中に占めるどの
ような層から成つていたのか。これが本稿において、以後の考
察の主要な課題となる。

(1) 拙稿「イギリス革命の二つの綱領」——『経済論叢』第
八六巻第三号所収参照。

第Ⅲ表は、第I表にあげた議党派議員をさらに党派別に表示
したものである。ここで長老派 Presbyterians とは、対象と
なつた「長期議會」初期議員のうち四八年一月六日ブライド
ページ Pride's Purge によって追放されたもの、独立派はそ
の「残部」議員 Rumpers をさす。この初期議會にあつて独立

第Ⅱ表 議派議員党派別構成

	Presbyterians	Independents
Gentlemen	140 (68%)	45 (51%)
Lawyers	23	17
Tradesmen	24	16
Royal Officials	5	5
Courtiers	0	2
Others	13	2
Unknown Indefinite	1	1
Total	206 (100%)	88 (100%)

イギリス革命の「主体」

派は議派の三
三パーセント弱
を占める少数派
をなしている。
さらにこれらに
あってもまた、
そのなかば五一
パーセントはジ
ェントリ議員に
よって構成され
ていたことが知
られる。

(1) 浜林正夫
前掲論文Ⅱ

六一―六三ページより抽出作成。
(2) 一六四五年以後の補充議員を加えるならば、長老派二八
六名、独立派二〇九名で、後者の比率は四二パーセントま
でたかまる。独立派が少数派であったことは余りに誇張さ
れずあてはならぬ。 Cf. D. Brunton and D.H. Penn-
ington, *op. cit.*, Appendix V. 浜林正夫前掲論文Ⅱ五六ハ
ーシ参照。

独立派ジェントリ議員を長老派のそれとの対比において特徴

第Ⅳ表 独立派議員の階層と政治活動

	Political Activity								
	Total	[1] Fled to Army	[2] Probably Purged	[3] Refused to be King's judge	[4] King's judge but refused to sign death warrant	[5] Regicide	[6] Rumper	[7] Saints' Parliament	[8] First Protectorate Parliament
Greater gentry	52	26	8	14	5	7	48	4	13
Gentry	53	21	7	11	6	15	47	5	14
Lesser and declining gentry	37	12	5	8	2	11	33	3	5
London Merchant	23	2	1	4	3	7	10	4	3
Country Merchant	19	4	—	4	2	5	18	4	5
Lawyer	37	7	2	8	2	8	32	1	9
Unclassified	12	2	—	—	1	6	5	1	3
Total	233	74	23	49	21	59	193	22	52

第八十六卷 四二二 第六号 五四

づけるには、こんにちなおとくに後者についての有効な統計資料を欠いている。ここでは、革命の全期間（一六四〇—一六〇一年）にわたる独立派議員、総数二三三名にかんする第IV表を検討しよう。ここには、第II表でとった初期議員のほかに、四二年以後選出の議員、とくに四五年王党派の空席をうめるために選出された補充議員 Recruiters、「長期議会」以外のクロムウエル政権下の三つの議会の議員等を含む。まず総計の欄をとると、二三三名中ジェントリが一四二名約六一パーセントを占め、この比率は初期議員についての第III表のそれよりはるかに高い。さらにそのうち「大ジェントリ」と「小（及び没落）ジェントリ」⁽³⁾との比率を（ただ、Gentry⁽⁴⁾とある分類不可能の分を除外して）とれば、五二名対三七名となり（その百分比五八パーセント対四二パーセント、これを後論のためジェントリ全体の「平均比率」とする）、独立派にあって「大ジェントリ」が多数を占めたこと、しかし「小ジェントリ」の比率もかなり大きいことが知られる。もっともこのばあい、ユールの主たる分類基準は、年収二、〇〇〇ポンドであり、⁽⁵⁾通常とられる基準からすれば、むしろ前者は「巨人ジェントリ」であり、後者も富裕な層を含んだ、ただ前者と区別されたかぎりでの「小ジェントリ」である。さて問題は、このジェントリの区分が、政治党派としての独立派にとってどういう意味をもっていたかにある。政治活動を示す上の欄に注意していただきたい。ここで、ブラ

イド・パージの対象となつたと推定される⁽²⁾、国王処刑に否定的態度をとった⁽³⁾の三者は、明らかに独立派内の右翼的要素を表示する。いまこれを一つのグループとして算出すると、ここでは「大ジェントリ」の比率が、さきの「平均比率」より約六パーセント上まわっている。これと対照的要素は明らかに弑逆議員⁽⁵⁾であろう。この後者では逆に「小ジェントリ」が圧倒的に多く、その比率は「平均比率」より一九パーセント上まわる。さらに、一六四七年長老派の議会制圧により軍隊に逃げ込んだ議員、初期独立派を表示する⁽¹⁾と「残部議員」⁽⁶⁾とを対比するならば、初期独立派にあって「大ジェントリ」の比率は、「平均比率」より一〇パーセント大きく、革命の決定的瞬間を経過した直後の後者にあつては、ほぼ「平均比率」に一致する。総じてこれらのことからつぎのように結論づけることが、許されるであろう。すなわち、ブライド・パージからクロムウエル政権成立にいたる経過が独立派の権力掌握のコースであつたとすれば、これにたいする消極的要素が「大ジェントリ」により多く、逆に積極的要素が「小ジェントリ」により多く、代表されていた、ということである。さきの初期議会から「残部議会」への「大ジェントリ」の比重の漸減は、党全体の首尊権の「議会独立派」Parliamentary Independents（ヘンリ・ヴェイン及びオリヴァ・セント・ジョン指導^(a)）から「軍隊独立派」Army Independents（オリヴァ・クロムウエル指導）への推

移とはほぼ平行している。

- (1) 「没落ジェントリ」というこのユールの用語は、明らかに、「ジェントリ論争」におけるトビー・ローバーのシニヤを裏証しようとする意図に出るものである。Cf. G. Yule, *op. cit.*, pp. 47-48; H. R. Trevor-Roper, 'The Gentry 1540-1640', *E. H. R. Supplement*, no. 1 「小ジェントリ」のなかには恐らく「新興層」もまたふくまれていのである。両者を一括することは、ユールの本来の意図からしても問題があろう。ただ「没落」層もその家系はどうあれ、その収入規模が革命の時点で「小ジェントリ」ないしはそれに近かったという意味で「小ジェントリ」である。ここでは便宜上以下一括して「小ジェントリ」と呼ぶことにする。但し、ユールの意図とは別に、「新興層」をふくめてのそれである。

- (2) G. Yule, *op. cit.*, p. 130.
- (3) ユールの分類では、年収二、〇〇〇ポンド以上のもの、貴族及びその子息、「州内で社会的に重要な地位を明瞭に保持しているもの」等が「大ジェントリ」、二、〇〇〇ポンド以下のもの及び「没落しつつあるもの」が「小ジェントリ」である。*Ibid.*, p. 130.
- (4) 一七世紀初頭のトマス・ウィルソンの証言によれば、ジェントルマンの年収は、通常ロンドンとその周辺で六五〇

〜一、〇〇〇ポンド、辺境で三〇〇〜四〇〇ポンドであり、また貴族三、〇〇〇〜五、〇〇〇ポンド、ナイト一、〇〇〇〜二、〇〇〇ポンド、エスタブメント五〇〇〜一、〇〇〇ポンド、⁶⁴⁹ Th. Wilson, *The State of England Anno Dom. 1600*, pp. 12, 20-24, quoted in R. H. Tawney, *op. cit.*, p. 176, n. 13 and M. F. Keeler, *op. cit.*, p. 26, n. 128. ユールのジェントリが広義のそれであることを考慮したとしても、「基準」をジェントリの平均値に求めているとすれば、かれのそれは、やや過大と思われる。ちなみにキラーは五〇〇〜一、〇〇〇ポンドを中位、一、〇〇〇〜一、五〇〇ポンドを富裕、一、五〇〇ポンド以上を非常に富裕と分類している。*Ibid.*, pp. 26-27. 史家のあいだに「基準」個々の数値の算定根拠と範囲等について共通のものが確立されないかぎり、諸研究の成果を総括することにはなお危険を伴っている。

- (5) この欄にかんする以下の説明についてはすべて、Cf. G. Yule, *op. cit.*, pp. 87-89, 130.
- (6) Cf. *ibid.*, pp. 42-43.
- いうまでもなく以上の検討はきわめて限定されたものである。ユールによれば、多くの独立派議員が小ジェントリであったにしろ、同じ層は長老派にも含まれており、他方とくに初期独立派をとれば、その多数は大ジェントリであって、「長老派の大

部分と同じ程度に、社会的に重きをなしていた人々である⁽¹⁾。

わたしはここで、独立派と長老派のこの近似的側面（議会について全体として考察するかぎり少くとも両派はともに多数の大ジェントリを含むジェントリ勢力であった）をも、強調しておいてよからう。だがもちろん問題は、ジェントリのいずれの層がいずれの党派により多く代表されていたかにある。これは一つには、これらの党派の要求とその実践の仕方の相違の問題である（次稿において幾分示唆するところがある）。しかしここで対象についていえば、史料の欠除のほかに、議会に視野を限定するかぎり、完全には明瞭なこたえをえることの本来困難な問題でもある。けだし選挙が一五世紀以来の伝統的選挙法によるものであったかぎり、議会にえらばれうる階層は、社会的に限定されていたからである。その意味で、さきあげたのこり二つの「場」に着目することがとくに重要な意義をもつ。そのことはまた、独立派が議会の少数派であったこと、にもかかわらずかれらが権力を掌握するにいたったグループであったこと、によっていっそう強められているのである。

(1) G. Yule, *op. cit.*, pp. 48-50.

[四] つぎに、中央の政治舞台から離れて、地方について、独立派の階層を確認しよう。地方にあって議会の活動を支えたのは、各州につくられた州革命委員会である。一六四二年から五〇年にかけて全国に約四〇存在したこの「別の議会」いわゆる

「州委員会」the County Committee の構成にふれることは、つぎのことからもまたわれわれの当面の対象にとって最大級の意義をもっている。けだし州委員会の権限は、きわめて広範にわたり、議会の革命行政の多くがこの機関を通して実施され、逆にその構成のいかんは、これに決定的な影響をもちうるものだったからである。ここでは、東南部のセントおよび中部のスタフォードシャの例をとり、そこでの政治的対立と階層との関連を通じて独立派の階層を位置づけることにする。

- (1) 州委員会は、*すなわち* General Committee, Sequestration Committee, Account Committee の三種をぐんぐんでいた。もともと中心的な機関は前者であるが、そのメンバーは多かれ少かれ重複している。委員会の権限は、一六四三年五月三〇日の条令および同時に出席された Instructions to the Lord Lieutenant and Deputy Lieutenants に細目規定されている。事実上行使された諸権限を列挙すれば、以下のとおりである。治安判事の任命、一般司法、行政、戦費の調達、常備軍・臨時防備軍の指揮・統括、武器庫の管理、反革命派にたいする逮捕・投獄、その所領の差押え・管理、等々。 Cf. A. M. Everitt, *The County Committee of Kent in the Civil War*, pp. 9-10, 13.
- (2) ここが主として依拠するのは、最近の二つの著作 A. M. Everitt, *op. cit.* をとり、D. H. Pennington and I. A.

Roots (ed.), *The Committee at Stafford 1643-1645, the Order Book of the Staffordshire County Committee* である。この二つの文獻を利用したのには、富岡次郎氏の御好意による。

例一 ケントの州委員会

議会の立場からは、州委員会編成の重要性は、なによりもそれが「地方ジェントリの勢力と財力」を動員するもつとも強力かつ有効な組織であった、ということにある。A・M・エヴァリットによれば、約七〇〇余のケントのジェントリのなかに、はつきりと二つの階層を区別することができる。一つは、教区にわたって所領をもつ大ジェントリのグループであつて、二〇人ないし三〇人のパロネットやナイトにひきいられ、州全体を支配する「州ジェントリ」 county gentry を構成している。かれらの主たる活動の場は、「教区ではなく州」にあり、その支配の背景は、「ほとんど全ジェントリを一つの系統樹に関係せしめる」ほどの姻戚関係の環である。もう一つは、「一マナ以下程度の所領しかもたぬ多数の「教区ジェントリ」 parochial gentry であつて、かれらは教区の有力者、教区の地主である。このグループのなかに、一六世紀後半以降商人や法律家から成り上った少数の「新参者」 new-comers の層をふくめることができる。したがって議会のケント掌握の課題は二つの問題をふくんでいた。第一にいかにして「州ジェントリ」を統制し、

かれらの支配力を活用するか、第二にいかにして教区を統制するか、けだし教区、したがってまたその住民統制こそは、「委員会活動の究極的基礎」だったからである。結論的にいえばこうである。ケントのジェントリの二つの階層区分は、州委員会の構成とその政策に反映された。「州ジェントリ」(大ジェントリ)のグループは、中央における長老派支配に平行した王党派にたいする微温的政策 moderate policy をとり、他方「教区ジェントリ」(小ジェントリ)のグループは、独立派の進出と相応じた主戦派 War Party を構成する⁽³⁾。そしてこの両グループの対立と両者の比重の変化が、議会のケント掌握の二つの問題の二者択一の性格をあらわにし、議会自体における長老派から独立派への首導権の推移に照応した、ということである。具體的にみていこう⁽⁴⁾。

州委員会の業務は、常時会議に出席し、委員会の政策を左右した少数者からなる非公式の中核 core により、事実上運営された。したがってまたそこに、「州ジェントリ」と「教区ジェントリ」の対立が、もつとも尖鋭に表現されている。第Ⅴ表は、この中核の変化とその周期となった事態とを概括したものである。委員会が旧 Commission から漸次的に発足した一六四二年を通じて、議長サー・エドワード・ヘイルズ Sir Edward Hales にひきいられた中核は、サー・アンソニー・ウェルダン Sir Anthony Weldon を指導者とする少数

第Ⅴ表 ケントの州委員会内における中核の変化

年(月)	委員 総数	中 核		備 考
		微温派	急進派	
1642 ~ 1643	? 59	15	5	四二年 Sir Edward Hales (議長) 以下州ジェントリの微温的政策首導。急進派のリーダー Sir Anthony Weldon。四二年末 Hales 追われ, Weldon 議長となる。
1643 (9)	59	3	7	委員会はっきり制度化される。New-commer (Livesey, Blount, Springate ら) 入る。
1644-5 (ニュー・モデル期)	58	—	—	ニュー・モデルの直後, 旧委員一三名落され, 一二名新任さる。Robert Hale はじめ独立教会派抬頭。
1646	59	—	13	New-commer (Plumer, Skynner, Garland, Westrow, Kenwick Parker, Dixwell ら) 進出。
1649	94	—	—	各教区から一二人に一人の割で小ジェントリえらばる。教区ジェントリの支配。

A.M. Everitt, *op. cit.*, pp. 21-30より作成。

の急進派をのぞいて、圧倒的に「州ジェントリ」の微温的気分 *moderationism* を反映していた。四二年末ハイルズが追われてウエルダンが議長となり、翌四三年九月委員会がはつきり恒常的に制度化されるとともに、中核はウエルダンを中心とした一〇名となり、その比重は急進派に有利となった。一つの画期は、中央において長老派と独立派の対立が表面化し、後者が軍隊を掌握するにいたった「ニュー・モデリング」*New-Modeling* の時期に訪れる。この直後に任命された委員会では、「州ジェントリ」の指導的メンバーをふくむ旧委員一三名が落され、新任された、二名のなかに、ロバート・ヘイル Robert Hale を中心とした「独立教会派」*Independent Church member* が抬頭する。中核からの「州ジェントリ」の脱落はしだいに続き、四六年末には、その大部分が消えて、いまや「教区ジェントリ」の支配するところとなり、とりわけ数人の「新参者」*new-comers* が進出した。とはいえこれは、中核についてであって、この段階ではなお委員会全体は、かなりの「州ジェントリ」を包含している。全体的なかつもつとも決定的な画期は、第二次内乱とその結果としての独立派の権力掌握の時期である。四九年に再建された委員会は、各教区から一二名に一人のわりで「小ジェントリ」*minor gentry* がえらばれ、ここに「教区ジェントリ」が州委員会全体のなかに圧倒的多数を占めるにいたった。革命の進

第Ⅴ表 ケントの州委員会の階層別構成

Date of Committee	Number of Committeemen	Peers %	Baronets %	Knights %	Esquires %	Gentlemen %	土着ジェントリ %
1643 March	24	—	22	33	45	—	75
1643 Nov.	59	—	16	24	56	4	70
1648 Feb.	63	—	16	18	63	3	—
1549 May	94	2	7	7	74	10	62
1652 Dec.	96	2	5	6	77	10	—
1657 June	99	—	5	4	69	22	—
1660 Jan.	87	2	4	2	75	17	—

A.M. Everitt, *op. cit.*, Appendix.

行につれて、委員会全体のなかで、バロネットやナイトの「上級ジェントリ」の比重が漸減し、それに逆比例してエスクワイアやジェントルマンと呼ばれる「下級ジェントリ」の比重が増大すること、土着ジェントリの比率がへって、逆に「新参者」が進出してゆくこと、これらのことはすべて第Ⅴ表のなかに、数値的に確認することができる。

このようにして、中央における独立派の進出は、ケントの州委員会において、「教区ジ

ェントリ」(小ジェントリ)の進出として現れ、議会のケント掌握の重点は、「州ジェントリ」への依存から「教区ジェントリ」(教区の地主)へと推移した、ということが出来る。独立派の基軸はここで、大ジェントリから区別された小ジェントリにあることが、さきに確認した議会についてよりも、はるかに明瞭に示されている。

(1) Cf. A. H. Dodd, *Studies in Stuart Wales*, p. 110, quoted in D. H. Pennington and I. A. Roots (ed.), *op. cit.*, pp. xv-xvi.

(2) A. M. Everitt, *op. cit.*, pp. 8-9.

(3) 「州ジェントリ」と「教区ジェントリ」との区分の基準は叙上のごとく記述されているだけであって、必ずしも明瞭ではない。またこの区分は、社会的勢力をも考慮したものであって、経済的なそれをただちに表示するものではない。だがそれがほぼ土地所有——財産規模の大小の区分に一致していることは、エヴァリットの行論のうちに明らかである。ただそのばあい基準は、恐らくさきの議会についてのユールそれより低いであろうことが推察される。

(4) Cf. *ibid.*, pp. 23-25.

(5) 旧中核の大部分は非改宗の国教会信徒であった。Cf. *ibid.*, p. 25.

(6) 右端の欄だけ、エヴァリットの本文中の説明から補足し

たものである。Ibid., p. 21.

例二 スタフォードシャの州委員会

最近公刊されたスタフォードシャの州委員会記録からもケントとはほぼ同じ対立と階層の交替を読みとることがができる。摘記しよう——

ここでケントのウェルダンにあたる人物は、サー・ウィリアム・ブライトン Sir William Breton である。かれにひきいられた小ジェントリおよび「新参者」のグループが、同王国委員会——下院と結んで主戦派 War Party を構成し、長老派——上院と連繫した和平派 Peace Party 上級ジェントリと対立する。「ニード・モデリング」の時期はここでも前者による首謀権の奪取をもって画期された。この変化は、「四四年末にブライトンのイニシヤチヴによって行われたスタフォード〔市〕のガヴァナー Governor をハイス・チャムウィック Lewis Chadwick から（ヘンリー・ストーン Henry Stone）にかえる事件に象徴されている」。前者は「非常に名門の、身分と、財産ある人物」であったが、後者は「富裕ではあったがとうてい同じ階級ではなく」、「ジェントルマンとして通る程度の一商人」であった。興味深いのは、ブライトン派がある程度の大衆的支持をえていた、とのクラレンドンの指摘である。とはいえ両派の対立がとうていジェントリの内部争いのワタを出るものでなかったことが、ここで明瞭

イギリス革命の「主体」

に示されている。両派の主要人物は、クロムウェル政権のもとで共に各種の委員会に同席した⁽³⁾。もちろん数少い例から一般化することは危険である。だが最近のこの問題にかんする地方史研究の成果の多くは、ほぼ同じ事態の確認に帰着してゐる⁽⁴⁾。

- (1) Cf. D. H. Penington and I. A. Roots (ed.), *op. cit.*, p. xxii-xxiii, Ivi-lix, Ixxiv-Ixxviii, 349-356.
- (2) Edward Earl of Clarendon, *The History of the Rebellion and Civil Wars in England*, vi, § 272.
- (3) Cf. D. H. Penington and I. A. Roots (ed.), *op. cit.*, pp. Ixxvii-Ixxviii.
- (4) Cf. A. C. Wood, *Nottinghamshire in the Civil War*, esp. Chap. XI; A. H. Dodd, *op. cit.*, esp. Chap. IV; C. Hill, 'Recent Interpretation of the Revolution,' in *Puritanism and Revolution*, p. 23.

[五] 以上にみてきたかぎりでは、独立派は中央（議会）においても地方（州委員会）においても、なによりますジェントリの党であった、さらに党の中核は、中央においてある程度まで、地方においてより明瞭に、「小ジェントリ」層のうちにあったとほほいいてあやまりないであらう。いうまでもなく、この党を指導し、権力掌握にみちびいた中核は、オリヴァー・クロムウェルと軍隊独立派である。では、軍隊独立派とはいかなる層

か。クロムウェルが指導者として登場した直接の背景は、革命初期に「鉄騎兵」Iron-sides を編成し、それが独立派による「ニュー・モデル・アーミー」New-Model Army 掌握の基幹部分を構成しえたことにある。「鉄騎兵」の徵募母胎が、東部地方とりわけ「沼沢地方」Fenland の農民にあつたこと、クロムウェルが一六三〇年代にすでに沼沢の干拓をめぐる「沼沢農民 Fenmen の「揆」の同調者として知られ、それが「鉄騎兵」編成の歴史的背景をなしたこと、これらはすでに「伝説的に」膾炙されてきた「事実」であり、革命期における「沼沢地方の王者」Lord of the Pens というかれの異名が象徴的に物語るところである。ではこのことは、クロムウェル⁽³⁾ 独立派を独立自営農民層の勢力とみるわが国の通説⁽⁴⁾ をうらづけるものとなるか。他方でわれわれは、独立派とレヴェエラースの対立が、軍隊における上級士官層 Grandes と下級士官とりわけ兵士 rank and file との分裂・対立として現れたことを知っている。これらの全体は、どのような階級関係を表示しているのか。

- (1) Fenland は、北海に臨む巨大な入江 the Wash に流入する Witham, Welland, Nen, Gt. Ouse の四河川の下流にひろく出されたリンカーン、ハンチンドン、ケンブリッジ、ノーフォークの East Anglia 四州にまたがる広大な湿地帯である。

- (2) のちの展開の便宜のために Fenland の状態及び「Fenmen

の「揆」について若干説明しておこう。例年冬期に汎濫をくりかえす湿地帯としての「沼沢地方」は、一般に農耕に適さず、附随的な自家消費のための穀作を伴う牧畜従事者が住民の大多数を占めた。たとえば「十七世紀初めのリンカーンの Holland Fen における八つのマナの平均では、放牧地及び牧草地の面積が耕地兼用地をのぞいても、全面積の五〇パーセント強を占めるのにたいし、耕地は二一パーセント強にすぎず、穀作地帯（たとえばレスターシャーでは耕地六六・七五パーセント）と著しい対照を示している。

J. Thrusk, *English Peasant Farming*, pp. 23, 24 Table I, 38; cf. W. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, p. 145. さらに保有規模は一般に小さく、上記の八マナ中五つのマナの全体で一〇エーカー以下七七・七パーセント、一〇〜三〇エーカー一五・一パーセント、三〇エーカー以上七・一パーセントとなり、史料の制約（当該マナ以外での保有の無視等）を考慮しても、レスターシャーの平均の三分の一程度と推定される。但し家畜所有を考慮すれば、保有規模が表示する以上に、一般に富裕であつたことは注意しなければならない。J. Thrusk, *op. cit.*, pp. 41 Table 4, 42. 「沼沢地方」の構成は、一般に「ミッドランド農村のそれに対比して、上層が少数のスクワイアでなく、より小さな「中位のゆたかなヨーマンのグループ」からなる

と特徴づけることができる。*Ibid.*, p. 47. 但し保有地のタイトル別分布については、さきの五ツナのうちでも、フリーホールド五三パーセント、リースホールド二七パーセント、コビーホールド五・八パーセントのmanaから、フリーホールド三・九パーセント、コビーホールド九二パーセントのmanaまで地域差が大きく、一般的には概括しえない。*Ibid.*, p. 43 Table 6. 総じて「沼沢地方」は、農民による自家消費穀作と比較的ゆたかな小規模牧畜経営の支配的な地帯といふことができる。ここで二つのことを強調しておかねばならない。第一に、この種の小規模牧畜経営が、周期的汎濫を軸に編成されている共同放牧、排水管理慣行および放牧・採草のための共同地の存在となお不可分に結びつてゐたこと。Cf. *ibid.*, Chap. I; W. Cunningham, *Common Rights in Cottenham and Stretton in Cambridgeshire*, Camden Miscellany, vol. xii, 第二にこれらの共同体的管理慣行の運営が、国王大権に援護され指導的シエントリを構成員とする地主委員会たる「水路官会議」(Commission of Sewers)に掌握されていたこと (Commissioners は治安判事とならんで担当地域内の水路、水車、ダム等の維持のほか、一般徴税、労役及び役畜の徴発、違背者に対する処罰、下級役人の任免等々を掌握し、司法、行政の執行者たるのみならずほとんど「立法者」ですらあった。

イギリス革命の「主体」

これらの権限は、地主自らによる共同権侵害のばあいには、しばしば適用された事情に注意)。Cf. H.C. Darby, *The Drawing of the Fens*, pp. 1-22. ところで、革命に先だて一世紀のこの地方の農業上の問題は、牧畜の発展に伴つて放牧地の不足を招来していたことであり、それは、すでに一六世紀から不可避的に、地主と一般農民とのあいだに、しばしば共同地用益権をめぐる紛争を惹起させた。Cf. J. Thrusk, *op. cit.*, pp. 37-38. これがいわば沼沢地の騒擾の先鞭である。このような条件のもとで、一六〇〇年と「全般的干拓条令」が發布され (43 Elizabeth, cap. 11, quoted in H.C. Darby, *op. cit.*, p. 29) 国王の特許状をもとに、貴族・大シエントリ (Earl of Bedford, Earl of Lindsey, Sir Anthony Thomas 等) を事業主 undertaker とし、近隣の地主層をよぐんだ株主 share-holders から構成されるふくむかの会社による干拓事業があつて開始される。Cf. J. Thrusk, *op. cit.*, p. 117; R.S. Paul, *Lord Protector*, p. 47. 牧畜から農耕への急激な転換とこの干拓が、さし当り農民の小規模牧畜経営に与えた破壊的影響、干拓に平行した困いこみの激化と干拓者による農民共同地縮減の動き(とくに一六三〇年代初めに公表された三分の一への削減の決定は、訴訟、請願等の消極的農民抵抗を一揆にまで爆発させる直接の衝撃となつた)、これ

らの事情から、さきの地主の困いこみ(共同権侵害)にたいする反対の底流が、あらたに干拓反対一揆として統発するようになる。Cf. J. Shirk, *op. cit.*, p. 117; R. S. Paul, *op. cit.*, p. 47. これが「Fenmen の一揆」と総称されるものである。かんたんな年表をかかげておこう(J. Thirk, *op. cit.*, p. 125; H. C. Darby, *op. cit.*, pp. 55-62 によ

作成)——

- | | |
|-------|--|
| 一六三三年 | Holme Fen (Huntingdons.) 一揆 |
| 一六三七年 | Wicken (Cambridges.) と Ely 一揆 |
| 一六三八年 | Ely 一揆 |
| 一六三九年 | Earl of Lindsey 領 (Lincolns.) 一揆 |
| | 「あわじ」 |
| 一六四一年 | Huntingdons. 一揆 |
| 一六四二年 | Sir A. Thomas 領 (East and West Fens, Lincolns.) 一揆 |
| 一六四三年 | Lincolns. 一揆 |
| 一六四五年 | Axboln (Lincolns.) 一揆 |
| 一六五〇年 | Epworth 一揆 (Lincolns.) 一揆 |
| 一六五三年 | Norfolk 一揆 |
- (3) W. C. Abbott, *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, I, p. 104.
- (4) 拙稿「イギリス革命における農業・土地問題分析の視

角」(前掲)参照。

クロムウェルと沼沢地農民との関係を明らかにするために、まず「沼沢地方の紛争」が基本的には二重の対立を含んでいたことの確認からはじめねばならない。その一つは、干拓会社によつた地主・ジェントリと農民との干拓そのものをめぐる争いである。干拓計画が王室財政上の必要⁽¹⁾の一つの推進動機としたことはほつたがいないところであるが、同時に、干拓は、「沼沢地に住居をもつていた……主だったジェントルマンたちが……これらの土地を干拓する……勅令を発布するよう国王に提案した⁽²⁾」ところからはじまつた、という当時の証言の示唆するところ、干拓以前にすでに共同地の横奪を開始していた現地の地主層(その先頭にはベドフォード伯、リンゼイ伯らが立っていた)の広汎な層によつても、「土地価値」の増大、可耕地の拡大、とりわけ「共同地の煩瑣な制限」の突破、困いこみの機会として支持されたのであつた。他方農民層は、干拓そのものによつて、零細な牧畜経営とそれに付随する小農耕にたいする潰滅的打撃をうけた。一般に夏期放牧の適地が減少し、冬期の飼料及び穀作のための用地をそれにふりむけることを余儀なくされたため、家畜の冬期飼育が飼料不足から減少し、同時に穀作のための肥培が攪乱され、冬期汎濫による泥土がなくなつたことと併せて、さし当り土地生産性の一般的減退をすらまねくにいたつた。とりわけ、干拓に平行する共同地の横奪が決定的

な重要性をもつ。トマス・フラアの言葉をかろう——

「かれらに干拓を行い、それを続けることを許してみよ。そのときは、裕かなものが貧しい人々を食いつくすであらう。

困いこみとともに有害なかたよりが生じてこよう。金もちは、自分のための空席をつくるために、貧しい人々をかれらの共同地から払いのけるであらう」。

事実共同地の横奪こそ、農民の遭遇した右の諸困難と表裏一体をなし、それを極度に尖鋭化させ、農民をしてその攻撃の対象をさし当り干拓計画そのものに向けさせた現実的背景であった。

もう一つは、三〇年代の干拓の一部完成とともに派生した国王・貴族・大ジェントリと小株主・近隣の小ジェントリ層との干拓地の分配をめぐる土地所有者層の内部対立である。分配比率は大巾に、国王、事業主 *robbers* (貴族・大ジェントリ) に有利であった。前者はこれによって、財政補填の目的を達し、後者は土地集積の機会を与えられることとなる。だが当然小株主 *small share-holders*、近隣の小ジェントリ層からは、「約束だけのものをえていないという抗議」をひき起した。それは計画を屯挫させるほどに深刻化する。この観点から騷擾の細部にたたらむとき、そこに「治安判事」 *Justices of the Peace* から「教区役人層」 *constables* につながるまでの近隣の小ジェントリ層の農民一揆にたいする同調ないし参加を確認することができ(10)。この事態がジェントリと農民との対立のみを視野におい

た干拓事業主——大ジェントリの立場からは「裏切り」以外のなにものでもなかった事情は、三九年のリンゼイ伯のレポートの文脈が有力に物語っている。ここに小株主——小ジェントリ層の「改宗」が生じたのである。

- (1) Cf. J. Thirk, *op. cit.*, p. 36.
- (2) Sir Philip Warwick, *Memoirs of the reign of King Charles II*, p. 250, quoted in H. C. Darby, *op. cit.*, p. 63.
- (3) Cf. J. Thirk, *op. cit.*, p. 37E. 「ジェントリ」は「現地のジェントリをさしていう。干拓は「かれら一部のものは、爾余の一万人にたいしてよりも有益なものである。けれど……法がかれらに、その領主権のうちにある共同地を改良することを許すからである」(傍点引用者)。PRO SP 16, 339, No. 27, quoted in *ibid.*, p. 136.
- (4) Cf. *ibid.*, pp. 117-119. 第Ⅷ表は「Lincoln Fen について、牧畜の衰退とそれに伴う十分の一税徴集額の激減を示すものである」。
- (5) Thomas Fuller, *The History of the University of Cambridge*, pp. 107-108, quoted in *ibid.*, p. 37.
- (6) Cf. R. S. Paul, *op. cit.*, p. 47; W. C. Abbott, *op. cit.*, pp. 102-103.
- (7) たとえば Lincoln Fen では「干拓地の三分の一を「事

第Ⅳ表 干拓による牧畜の衰退と農民層の窮乏化

場 所	干 拓 以 前			干 拓 以 後		
	十分一税	馬その他	羊	十分一税	馬その他	羊
Hareby	£ 24	180頭	360頭	£ 4	80頭	ごく少数
Raithby	—	160	500	—	ごく少数	もしくは
Maris Enderby	—	80~100	1,000	—	皆無	以前の1/8
Stickford	—	340	1,000~ 1,300	—	—	以前の1/3
Bolingbroke	£ 40	—	970	£3.6s8d	—	以前の1/10
Butterwick	£ 30	—	—	£ 10	—	—
Leverton	£ 60	—	—	£ 30	—	—
Benington	£ 50	—	—	£ 20	—	—

J. Thirsk, *op. cit.*, p. 118 より作成

第Ⅴ表 干拓地の土地集積

	身 分	面 積	場 所
Sir William Welby	ナ イ ト	(エーカー) 508	{Gedney Sutton st James 他
Thomas Palgrave	ジェントルマン	{537..... 42½.....	{Gosberton Sutton Gannock
John Hobson	ジェントルマン	334	Holbeach 他
Sir Anthony Irby	ナ イ ト	1,490½	{Moulton Fen Spalding 他
Sir Abraham Dawes	ナ イ ト (投機業者)	{1,312..... 375..... 600.....	{Whaplode Fen Moulton Fen West & North Fens

J. Thirsk, *ibid.*, p. 134 より作成。

業主」へ他の三分の一を地主（領主権者）に分配することを決定した。しかしこのあとの部分の分配では国王の取分が優先され、加えて沼沢地の大半（East and West Fens, the Isle of Axholme の三分の二 Hatfield Chase, Kesteven の多くの fens）が国王の領主権下にあつたという事情から実質的に「国王への三分の一割当」にひとしいものとなつた。しかも、困いごみが行われたばあいマナ領主が共同地の分け前の排他的所有を要求するのが一般的であつたが、しかしそこでも国王は三分の一を要求することによって「landlords の経済的困難を激しく助長した」。 Cf. J. Thirsk, *op. cit.*, pp. 117, 122.

- (8) 第Ⅳ表に干拓進行中における土地集積のとくにめだつた例を若干あげておく。
- (9) Cf. R.S. Paul, *op. cit.*, p. 47.
- (10) 第Ⅴ表は一揆の数例を表示したものである。

第Ⅴ表 fenmen の一揆

時	場 所	被 攻 撃 者	攻 撃 者	
			ジェントリ (小地主)	農 民
1632	Holme Fen (Hunt.)	company とくに Th. Treise (sewer)	Mr. Castle of Glatton (J.P.) 口火をきる	武装, company 側 立ち入り を妨害
1637	Wicken (Camh.)	J. Butler, J. Heiley (政府使節)	Peter Jarvis (constable) 同 調, John Moreclark 指導(?)	"
1638	Ely	干拓者 囲いこみ者	「constables を扶ける任務に ある数人のものまで」同調	堤・溝・み こ を わ し
1639— 40	Lincolns.	Earl of Lindsey	「数人の悪意ある人々が下層 民を煽動, 自らも」参加	堤を切り Lindsey の人夫・ 代理人の 立入阻止

H. C. Darby, *op. cit.*, pp. 56-62 より作成

(11) 「数人の悪意ある人々」が「下層民を煽動するだけ」でなく、自分も一揆的な不法なやり方で、「数ヶ所で堤をきり、諸願者の代理人や人夫がそれを修理するために入るのを許そうとしなう」(傍点引用者)。Calendar of State Papers, Dom. Chas. I, ccclii 32, quoted in H. C. Darby, *op. cit.*, p. 62.

クロムウェルがイーリーおよびハンチンドンシャのホーム・フェンにおいて、農民の共同権擁護の訴訟をひきうけ、ベドフォード伯ついでマンチェスター伯と争った著名なエピソードもまた、このジェントリの一部とくに小ジェントリと農民との利害の対立と、共通性の両側面において、完全に理解することができる。第一に、かれの立場が農民の立場とはつきりことなることに注意しなければならない——

クロムウェル家は当初から干拓事業に好意的であり、かれの父ロバート Robert Cromwell および叔父オリヴァー Oliver Cromwell は、一六〇四年干拓開始後に任命された八八名の「水路官」Commissioners of Sewers のなかにふくまれてゐる。他方で同じく叔父サー・トマス・ステュワード Sir Thomas Seward は農民の干拓反対にたいするジェントルマン同調者として、大衆的に知られた人物であつた。トマスの立場は「水路官会議」において「干拓者への土地分配の比率を二分の一から四〇分の一に減らすことを主張した」点に示されている。

クロムウェルがイーリーに移ったのは、このステュワードの遺産所領を相続したためであり、かれは叔父の協力者として出発したのである。ダービーの表現をかれは、「クロムウェルは干拓地分配の不正に反対したのであって、干拓そのものに反対したのではなかった」。

とはいえ第二に、革命前夜の東部四州の「沼沢地方」にあつて、クロムウェルがたつてまたかれに代表されるジェントリ層の一部が、反王権・反貴族の闘争において農民との同盟を経験したこと、これがこのエピソードの象徴するもう一つの側面である。ここに「鉄騎兵」編成の歴史的背景がある。C・ヒルの適切な評言をひいておこう——

「共通の物質的利益が、宮廷勢力を利用する特権的大地主に反対して、ジェントリの一部と身分低い農村民とを結びつけた。Lord of the Fensとしてすでにクロムウェルは、一〇年後に全国的規模でもつにいたるのと同じ政治的地位を州内で占めていた。……指導者と被指導者とのあいだには、共通の敵をもつていたかぎりのあいだは同一の目標があるようにみえた」。

結論的にいえばこうである。初期のクロムウェルの軍隊は、干拓をめぐるジェントリと農民の同盟の軍隊版であると、また軍隊の歴史はこの両者の反撥と汲引を表現するものであると。

(1) かがベドフォード伯に勝訴し、干拓の終了までの期限つ

きで確保した農民の共同地が、國王の手からエドワード・モンテューギエ Edward Montague (のちの長老派の領袖マンチェスター伯) の父の手に渡り、後者が困いこみをはじめ、一擧が勃発したため、上院を背景としたモンテューギエと下院によつたクロムウェルの争いにまで発展した。 Cf. R. S. Paul, *op. cit.*, p. 47. この事實は、初期独立派の頭目オリヴァー・セント・ジョン Oliver St. John が株主として干拓問題に関係してゐたこと (W. C. Abbott, *op. cit.*, p. 102) とともに、のちの長老派・独立派の対立をみるうえで示唆的である。

(2) クロムウェル家は、修道院領獲得によつて抬頭したハンチンドンシャ (Huntingbrook 在住) の巨大ジェントリの一族 (祖父ハンリーは全国的に著名なナイトで Golden Knight と敬称された)。ハンチンドンシャのジェントリの半数はクロムウェル姓ないし一族であつたといわれる (多くの sheriffs 及び officers を含み州の政治活動「とりわけ干拓計画」にかんして決定的な役割を演じた)。しかし父ロバート (兄弟中唯一の mere gentleman) はハンチンドン近辺の相続地で醸造業にしたがうが成功せず、ジェイムズ一世時代に所領の大部分を失つた。一族中もっとも小財産といわれる。母エリザベスはイーリーの Steward 家の女。(両家の全国にわたる血縁のなかに、革命期に指

- 導的人物を輩出させた Hampdens, Whalleys, Ingoldstons, St. Johns, Goffs 等の諸家を見出しうる)。オリヴァーは、一五九九年、ハンチンドンシャーに生れた。Cambridge 及び Lincoln's Inn を経て、一六二八年、ハンチンドン市選出議員。三一一三六年(チャールズの無議會政治期)Ed で牧畜経営、三六六年、イーリイに移る。四〇年三月ケンブリッジ選出議員、ハンチンドン、イーリイ両州の治安判事、同年一月「長議議會」に入る。財産規模は父所有の年収三〇〇ポンド強の所領と叔父ナマス・ヌテワードの遺産所領、あわせて年収四〇〇〜五〇〇ポンドと推定される。かれは「一族の先代たちといちもじるしくちがって、実質的に小ジヤントリーに属した」。Cf. A. Kingston, *East Anglia and the Great Civil War*, Chap. I; S.R. Paul, *op. cit.*, Chap. I; W.C. Abbott, *op. cit.*, Chap. I; G. Yule, *op. cit.*, p. 93; D. Brunton and D.H. Pennington, *op. cit.*, p. 113; M.F. Keeler, *op. cit.*, p. 143; D.N.B.
- (3) *Calendar of State Papers, Dom.* (Addenda 1580-1625), quoted in W.C. Abbott, *op. cit.*, p. 102, n. 98.
- (4) Cf. *ibid.*, pp. 102, 103 n., 101.
- (5) *Ibid.*
- (6) Cf. A. Kingston, *op. cit.*, p. 9.
- (7) Cf. W.C. Abbott, *op. cit.*, p. 103.

イギリス革命の「主体」

- (8) H.C. Darby, *op. cit.*, p. 64.
- (9) C. Hill, *Oliver Cromwell*, p. 12. 本書を利用しえたのは、越智武臣氏の御好意による。
- [六] 第X表は、不完全ながら「鉄騎兵」の隊長 Captains 四名の階層を表示するものである。まずクロムウェルの軍隊は、編成の経過からいって(一六四三年三月現在五中隊 troops)、姻戚関係につらなる2-5の小ジャントリによって組織ないし指導されたものであり、これが当初の基幹部分を構成した。問題となるのは、のこり九名であるが、11および14を除外すれば、その大半はジャントリより下の層と推定される。昇進のいちじるしく遅れた9とくに「小財産でジャントリと認められず」Captain 以上に昇進できなかったラルフ・マージョリの例は、下層出身者を典型的に示すものである。⁽⁹⁾注目すべきことの第一は、この不明分の大半が四五年前後に軍隊を離れたことであり、第二は、そのなかに急進的セクタリアンで、兵士のレヴェュラー的傾向に同調的だったC・スズル、⁽⁴⁾四七年兵士がレヴェュラーズに指導されて独立派上級士官と対立するにいたったとき自ら兵士暴動を指導したW・アイノス、⁽⁹⁾の二人をふくむことである。G・レンツによれば、四五年二月「鉄騎兵」をも汲取してあらたに全国的規模で編成されたニュー・モデル・アーミーの上級十官(司令官・連隊長—Colonel 以上)三七名中貴族、ジャントリでないものわずかに七名にすぎなかった。ここでの1、

第Ⅹ表 「鉄騎兵」の隊長十四名 (1643—45)

Captain	階 層	備 考
1 Oliver Cromwell	小ジェントリ	
2 Edward Whalley	小ジェントリ	Cromwell のいとこ
3 John Desborough	小ジェントリ	Cromwell の義弟
4 Young Oliver Cromwell	小ジェントリ	Cromwell の長子44年3月戦死
5 Valentine Walton	小ジェントリ	Cromwell の甥44年戦死
6 William Eyres	不 明	44年6月去る、Levellers のリーダー、47年11月兵士暴動で逮捕
7 Robert Patterson	不 明	44年春去る、後任 R. Horseman も45年去る
8 John Grove	不 明	
9 Samuel Porter	不 明	45年去る、50年アイルランドで Captain に再役
10 Adam Lawrence	不 明	R. Baxter の友人、長老派的48年戦死
11 Capt. Swallow	Norwich市民	
12 Christopher Bethel	不 明	Sectaries の非常な支持者、部隊レヴェラースに満ちる
13 Ralph Margery	小財産でジェントリとみとめられず	Captain 以上昇進できなかった
14 Henry Ireton	小ジェントリ	のち Cromwell の女婿となる

C.H. Firth, *The Regimental History of Cromwell's Army*, I, pp. 6-15; D.N.B. より作成。

2、3、14は昇進しそこにふくまれる。ここから事態はほぼつぎのように察知されるであろう。「鉄騎兵」編成の当初にあつて、ある程度その指導部にいたるまで反映されていたジェントリと農民（ジェントリより下層出身者）の同盟の四五年段階（まさにこの同盟をヒナ型とした軍隊編成原則が全国化される瞬間）からの解体の萌芽と軍隊指導部のジェントリへの純化、そして四七年段階における上級士官対下級士官・兵士のかたちをとったジェントリと農民の対立の再現である。第Ⅹ表は、クロムウェルの軍政官 Major-Generals 一名の出自を示すものである。ここにかれの軍事独裁の中枢権力がジェントリとくに小ジェントリおよびロンドンと地方の商工業者によって掌握されていたことを知りうる。しかもさきの第Ⅳ表について、プロテクトレイト下のジェントリ議員の構成を算出するとつぎのような結果がえられることに注意された。

第Ⅵ表 Cromwell 政権の軍政官(1654—59)

	階 層	備 考
Edward Whalley	小ジェントリ	Cromwell のいとこ
William Goffe	商 人	E. Walley の女婿
John Desborough	小ジェントリ	Cromwell の義弟
Thomas Kelsey	ボタン製造業者	
Charles Fleetwood	小ジェントリ	Cromwell の女婿
John Barkstead	ロンドンの 金融業者の息	
Charles Worsey	小ジェントリ	
William Bateler	ノーサンプトンの 指導的ジェントリ	治安判事
John Lambert	ジェントリ	修道院解散の際ヨークシャーの一 教区全部入手
James Berry	不 明	のち中部で鑛鉄業
Phillip Skippon	大陸を転載した職 業軍人	

M. Ashley, *Cromwell's Generals*, pp. 85-159; D.N.B. より作成。

大ジェントリ 小ジェントリ
平均比率 58% 42%
残部議会 59 41
プロテクトレイト第一議会 65 35
同 第二議会 72 28
すなわち、小ジェントリ指導下の独立派政権のもとにあって、
革命の頂点を経過して以後に、その内部に大ジェントリの
比重が逆に回復されているのである。

(1) C.H. Firth, *op. cit.*, I, p. 5.

(2) Ireton については自明。Swallow の部隊は、ノリッジ
の市民軍であった。Cf. *ibid.*, p. 11.

(3) その詳細は *cf. ibid.*, pp. 13-14. なお、しばしば独立派
を非ジェントリ的に印象づけるために引かれるクロムウェ
ルの、ジェントリならざる「手織りのコートをきた Cap-
tain」にたいする讃美は、とくに、このマージェリを弁護
するために語られたものであって、上級士官をふくめた士
官一般にかならずしも敷衍することはできない。

(4) ベズルおよびかれの Lieutenant ジョン・ピッチフォード
John Pitchford は共にヤクタリーの great favourite で
あり、かれの中隊の兵士層は、再洗礼派および最悪の種類の
レヴェエラーズに満ちていた、とバクスターはかいている。
R. Baxter, *Rel. Bax.* pp. 53-54, quoted in C.H. Firth,

op. cit., p. 12.

- (5) アイアスは、一六四七年二月の Corkush Field の全軍会議で暴動を煽動したかどで逮捕され、四九年 Burford の兵士レヴェラーズの暴動でも再び逮捕された。Cf. *ibid.*, p. 9, n. 1.

- (6) G. Lenz, *Demokratie und Diktatur in der englischen Revolution*, S. 74. しかるの十名は「シャントリ」以外の階層とどうにただけであつて必ずしも「下層」を意味しない。

- (7) この二つのことを指摘しておきたい。第一に「軍隊にかんしてこの同盟はあまり余りにバラ色にえがかれすぎてはならない。その一つの指標として、「鉄騎兵」においても相当部分、そして「ニュー・モデル・アーミー」においてはその半ば（たとえば歩兵一四、四〇〇余名）が志願兵ではなく強制徴募兵から成つていた」という事実を上げてみる。Cf. D.W. Petegorsky, *Left-wing Democracy in the English Civil War*, p. 59; C.H. Firth, *op. cit.*, p. xviii. 第二に、四五年段階からのこの同盟解体の萌芽と関連して、クロムウェルと共に「マンチェスター伯爵下の東部連合軍 Eastern Counties Association Army」内にあつた Lieut. Colonel の地位にあつたもののレヴェラーズの指導者リルバーン John Lilburne が「軍隊再編をめぐ

るクロムウェルとマンチェスターの争いでは前者を支持し

- つても、『嚴肅盟約』への個人加入を入隊の条件としたことを不満として、「ニュー・モデル・アーミー」に参加せず四五年軍隊を離れた」という事実が示唆的である。Cf. J. Frank, *The Leveller*, p. 38. すなわち四四年から四五年になつて「ウォルウイン William Walwyn & the Salters' Hall」での市民グループの集会「ニュー・モデル直前のリルバーンの会合、四五年半ばのリルバーンを議長とした Windmill Tavern の集会」(cf. *ibid.*, p. 55; W. Walwyn, *Walwyn's Just Defence*, in W. Haile and G. Davies, *The Leveller Tracts*, p. 351) 及びすでに四五年に軍隊内にオーバートン Richard Overton、リルバーンらのパンフレットが広汎に配布されていた」という「マンチェスターの証言」(R. Baxter, *op. cit.*, in A.S.P. Woodhouse (ed.), *Puritanism and Liberty*, p. 399) 等をあわせて考慮されたい。
- レヴェラーズ——兵士層は「この頃から独立派を支持しつづもしだいに独自の結果へと動いてゆく。

- (8) この対立の展開過程にかんする邦語文献としては、さし当り森修二「ビュリタン革命における急進運動の展開過程」——静岡大学文理学部研究報告（人文科学）「第八号所収をみられた。

- (9) 同じことは、四九年二月から五三年までの国務院の構成についてもいふことができる。浜林氏によれば、延べ一〇

○名中出目の明らかなハ○名のうちジェントリは五〇余名を占める。浜林正夫前掲論文Ⅷ七八—八〇ページ参照。

全地主・ジェントリと農民の対立の再現は、その後の干拓問題の展開にもっと明瞭に表現されている。内乱終結の年、かつての訴訟におけるクロムウエルの敵「ベドフォード伯の事業完成のための条令」を發布した主要な推進者は、ほかならぬクロムウエル自身であった。⁽¹⁾条令には干拓者への土地確保のみが規定され「農民の権利には一言もふれられていなかった」⁽²⁾。この変化の背景は恐らくつぎのことにある。いまや独立派の権力掌握によって貴族・大ジェントリは前者の首導権に屈服し、後者の政治的代弁者たる上院は廃止された。独立派ジェントリ（とりわけ小ジェントリ）は、干拓地分配をかれらにまで「公平化」する政治条件を獲得した、と同時に、いまや大ジェントリをも包摂しつつジェントリ一般の立場を露呈するにいたったのである。五〇年代の農民の干拓反対一揆には、クロムウエル「独立派政府による武力断庄が加えられる。他方レヴェラーズが沼沢地における困いこみの開放もしくは（農民的）小困いこみ地の創出を要求したことにについてはすでにみた。五〇年秋のエブワース・マナ（リンカーンシャー沼沢地）における農民闘争は、レヴェラーズの直接の指導下に闘われたのである」⁽³⁾。

(1) Cf. H.C. Darby, *op. cit.*, p. 64; C. Hill, *Oliver Cromwell*, p. 12.

(2) 武嶋夫「イギリス革命における農業問題的特質」——『社会経済史大系』Ⅳ 二二—二一三ページ。

(3) 同上二三ページ参照。Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 12.

(4) 拙稿「イギリス革命の二つの綱領」（前掲）参照。

(5) Cf. J. Frank, *op. cit.*, p. 228; M.A. Gibb, *John Lubbock the Leveler*, p. 298; M.P. Ashley, *John Lubbock*, pp. 77-88; C. Hill, *op. cit.*, p. 12. この推進的な「パンフレットとクロムウエルとのそれぞれが、自ら階級規定を語る二つの記述史料をかがけておこう——

（一六四七年、「パンフット」）「抑圧者とは貴族とジェントリにはかならず、被抑圧者とは、ヨーマン、ファーマー、トレードメン、レイバラーではないか。……貴族やジェントリの大部分にとっては、かれらほど金持ちでもなく格式もない人々を抑圧するのは……当然な、生れつぎのことなのである。……諸君の奴隷状態がかれらの自由であり、諸君の貧困がかれらの繁栄である……」⁽¹⁾ *A general charge of Infranchisement*……(1647), quoted in D.W. Petegrosky, *op. cit.*, p. 101.

（一六五四年九月四日、於議會、クロムウエル）「イングランドがよつてもつて数百年にわたり知られてきた人間の序列と秩序と……にかんする、われわれの立場に敵対しているのはなにか、……国家の統治は、レヴェラー的原

則を率ずるものたちによって、輕侮のうちに、まさにふみにじられてきたのではなかったか。……あのレヴェラーの原則とは万人を平等にせんとしたのではないか、それは、テナントに、地主と同じように財産を自由にせんとする企圖以外のなんであらうか。W.C. Abbott, *op. cit.*, III, pp. 435-6. 前者の立場からは、階級区分の線はジェントリとヨーマン以下の全農民とのあいだにひかれる。両者の利害は絶対にあいれない。他方クロムウェルにとつても「国家の統治」すなわち独立派政權に不可欠な「秩序」とは、「地主」と「テナント」（土地保有農民）との不平等の維持にある。なおレヴェラーズの階級的基礎について、ここでは詳細にたち入ることはできない。ただ、最近の研究によるつぎの二つの指摘に注意を促しておきたい。第一に、革命期の農民闘争に関連して、一六世紀以来の農民層分化の進展を承認しつつも、なお革命期に農民が「階級として」存在し、その共通利害は、「全体として反封建的な性格をもっていた」とのコスミンスキーの指摘。武暢夫「イギリス革命における農民闘争評価の問題」——『経済論叢』第七八巻第二号五九ページ参照。第二に、レヴェラー運動のなかに、農民とくに富農の要素の利害の表現をみるヒル、ラヴロフスキー、バルクの指摘。 Cf. C. Hill, 'The Norman Yoke', in J. Saville (ed.), *Democracy*

and the Labour Movement, p. 34. ラヴロフスキー、バルク「一七世紀前半のイギリスの新貴族とヨーマンリの社会的な本性について」——山岡・木原編『封建社会の基本則法』所収参照。これら二つの指摘は、總じてわれわれの問題視点からするレヴェラー運動の一般的背景・階級的基礎とその指導の所在のさらにちいさな説明にとつてきわめて示唆的である。

〔七〕 総括しよう。われわれの当面の対象たる農業・土地問題の視角からすれば、革命議會を構成したのはジェントリであり、さらに議會派の中核的政治グループ——独立派の階級的内実もまたジェントリ、とくにその政治的首導権の所在は、全体として、より多く小ジェントリにあった、ということができる。ジェントリ（とりわけ小ジェントリ）こそ「イギリス革命の主体」である。独立派の政治的進出を可能ならしめたもの、その一半は恐らく東部・沼沢地方についていえば、反王權・反貴族の闘争、大ジェントリとの対抗におけるこのジェントリとくに小ジェントリと農民大衆との同盟であり、さらに「ニュー・モデルング」を通じてのその全国化であった（州委員会における「教区ジェントリ」と教区との関係、スタフォードシャのブライトン派にかんするクラレンドンの指摘、等をあわせて想起せよ）。だが同盟が解体したとき、かれらが農民にたいして代表したの

は徹頭徹尾ジェントリの立場である。⁽³⁾ 同盟の解体は不可避免的にジェントリ一般と農民との対立を表面化した。第一次内乱終結とともに、革命の性格決定の決定的時点においてあらわとなった、上級士官と下級士官・兵士、独立派とレヴェンラーズの対立はそれを表現する。われわれがさきに、綱領の検討を通じて確認した「二つの綱領」を画する現実的基礎——農業・土地制度のブルジョア化をめぐる一七世紀イギリス社会の二つの階級、地主と農民の利害の対立を、ここで再び確認することができる。

(1) この視角からする軍隊再編の位置づけは、なお詳説を要するが別の機会にゆずる。

(2) 拙稿「イギリス革命の二つの綱領」(前掲)でふれたバトニーにおける独立派の態度をも想起されたい。ジェントリと農民両者の利害対一のばあい、独立派とりわけクロムウェルのとつた長老派(さらには王党派)にたいする妥協的態度とくに汎地主的立場についてなお多くを語ることができ。さし当りつぎのものをみよ。R. S. Paul, *op. cit.*, Chap. 6; W. S. Abbott, *op. cit.*, I, pp. 459f, IV, pp. 435, 484. (なお、ジェントリと農民の対立、とりわけ『革命の主体』としての前者(その一定部分)の登場というこの事態を十全な深さ』において把握しきるためには、いうまでもなく先立つ一世紀とりわけ一七世における農業構造のさら

に立ちいった説明を要請される。ただここではこの点について、近く発表される松村幸一氏の研究成果を是非とも参照していただくよう希望するにとどめたい。本稿は共同研究の一部としてそれと相たずさえるものである。』

——一九五九年十一月・一九六〇年四月——